

特定家畜伝染病防疫指針の変更について

令和 2 年 4 月 28 日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

1 背景・経緯

- (1) 「特定家畜伝染病防疫指針」(以下「防疫指針」という。)については、家畜伝染病予防法第 3 条の 2 第 6 項に基づき、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも 3 年ごとに再検討を加え、必要に応じてこれを変更することとされている。
- (2) 今般、我が国における豚熱の発生やアジア地域におけるアフリカ豚熱の断続的な発生を踏まえ、家畜伝染病予防法を一部改正する法律(内閣提出法案)が公布され、以下の規定が新たに追加された。
- ① 関連事業者の責務が明確化
 - ② 都道府県知事の家畜の所有者に対する飼養衛生管理基準の遵守についての緊急的な勧告・命令
 - ③ 野生動物で悪性伝染性疾病の感染が確認された場合における、発見された場所等の消毒、通行制限、周辺農場等に対する移動制限
- (3) このため、これらの内容について具体的な運用方法を整理、関係する防疫指針の全部変更を検討することとしたい。

2 本委員会で検討対象となる防疫指針

- (1) 牛疫
- (2) 牛肺疫
- (3) 口蹄疫

(4) 豚熱

(5) アフリカ豚熱

3 今後のスケジュール（案）

(1) 本日の検討結果を踏まえ、都道府県へ意見照会及びパブリックコメントを実施（5月上旬より下旬まで）。

(2) 本委員会での検討結果及び都道府県の意見等を家畜衛生部会に報告（6月中旬）。

(3) 家畜衛生部会から変更の方針について答申を得た後、速やかに防疫指針を改正（7月上旬予定）。